

財 関 第 5 1 9 号  
平成 19 年 4 月 18 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税分類及び原産地に係る事前教示制度のより一層の明確化の観点から、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 5 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

1. 税関様式 C 第 1000 号から税関様式 C 第 1000 号 - 4 までをそれぞれ別紙 2 - 1 から別紙 2 - 5 までのように改める。
2. 税関様式 C 第 1000 号 - 5 を別紙 2 - 6 のように定める。
3. 税関様式 C 第 1001 号を別紙 2 - 7 のように改める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

別紙 2 - 8 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 関税評価に係る事前教示制度について（平成 17 年 6 月 21 日財関第 806 号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙 3 - 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。
2. 別紙様式 8 を別紙 3 - 2 のように定める。